

1. 事業所の概要

(1) 事業所

事業所名	早稲田 イーライフ 相浦
所在地	長崎県佐世保市椎木町 436 番地 1
電話番号	0956-76-9415
事業者指定番号	4270204003
法人種別・名称	有限会社 アニマート
代表者名	代表取締役 三船 修一
FAX 番号	0956-76-9414
e-mail	spmf2sz9@lagoon.ocn.ne.jp

(2) 事業所の職員体制

従業員の職種	員 数	区分				事業所 の指定 基準	保有資格
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	看護師
看護職員	1		1			1	看護師
介護職員	7		2	5		5	介護福祉士
機能訓練指導員	2			2		0	理学療法士、作業療法士、
生活相談員	2		2			1	介護福祉士

(3) サービス提供時間

営業日	提供時間帯
月曜日～金曜日	9:30～12:30 の2時間～3時間程度 13:30～16:30 の2時間～3時間程度 * (月曜日の午後のみ休止とする。)

休業日 土曜日、日曜日、12月29日～1月3日
盆休み、8月13日～8月15日
祝祭日

2. サービスの内容

種類	内容
健康チェック	看護・介護スタッフによる健康チェックを毎回行います。 検査項目：血圧・脈拍・体温
水分補給	・ 水分の補給を毎回行います。（利用者の状態にあわせ随時職員より促します。）
運動器機能向上サービス 個別機能訓練サービス	・ 機能訓練指導員・看護介護職員によりサービスを行います。
相談及び援助	・ 利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

サービス提供記録の保管：この契約の終了後5年間保管します。

サービス提供記録の閲覧：営業日の午前10時から午後4時までいつでも閲覧できます。

3. 利用者負担金

(1) 利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額の1割、2割、3割～3割となります。
要介護の方は利用回数で変動します。

(2) 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の料金は、事業者が別に定めた金額が利用者の負担となります。

4. 利用料の支払い方法

(1) 事業者は、当月利用料金の合計額請求書を翌月15日までに利用者へ付します。

(2) 利用者は、請求書を受領した後、利用料の合計額を翌月に現金にて支払います。

(3) 事業者は、利用者から利用料の支払いを受けた時は利用者に対し領収書を発行します。

5 通常の事業の実施地域

佐世保市内、但し、離島、江迎町、鹿町町、小佐々町、世知原町、吉井町を除く

6. サービスに関する相談・苦情

利用者からの相談・苦情等に対する窓口を以下の通り設置し、迅速かつ適切に対応いたします。

(1) 事業所内に苦情・相談専用窓口を設置するとともに、又、相談に訪問した利用者及びその家族のプライバシーと秘密保持のため、苦情・相談専門員を設ける。

(2) 苦情・相談窓口担当者を選任し、当該担当者が苦情相談にあたる。なお、窓口での解決が困難な場合は下記事項(4)の体制及び手順で苦情・相談の解決に当たる。

(3) 苦情相談・窓口（連絡先）

早稲田 イーライフ 相浦

担当者 施設代表 三船 修一 ・ 管理者 三船 修一

電話 0956-76-9415 FAX 0956-76-9414

(4) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順

- ① 始めに苦情・相談窓口が利用者及びその家族からの苦情・相談を受け付けその内容を確認した上、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決する。
- ② 窓口担当で解決が困難な場合は、処理を保留し、管理者及び苦情・相談の対象となっている部署の責任者と協議し、解決を図る。
- ③ ②での解決が困難な場合は、当該利用者及びその家族に佐世保市長寿社会課、長崎県長寿社会課、長崎県国民健康保険連合会に申し立てができる旨を伝え、速やかに当該事案の概要を佐世保市長寿社会課、長崎県長寿社会課、長崎県国民健康保険団体連合会に伝えその指示を仰ぐものとする。

(5) 佐世保市役所介護保険課相談窓口

電話 0956-24-1111

(6) 長崎県長寿社会課

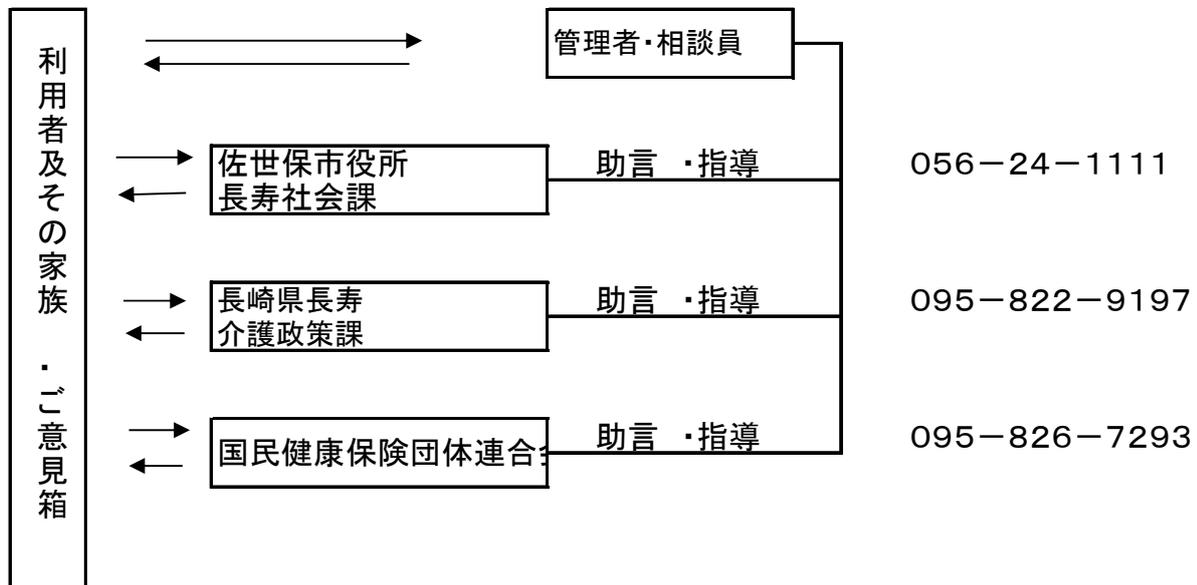
電話 095-822-9197

(7) 長崎県国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情申立相談窓口

電話 095-826-7293 (土・日・祝日・年末年始を除く9時~17時)

要望 又は苦情等の申し出

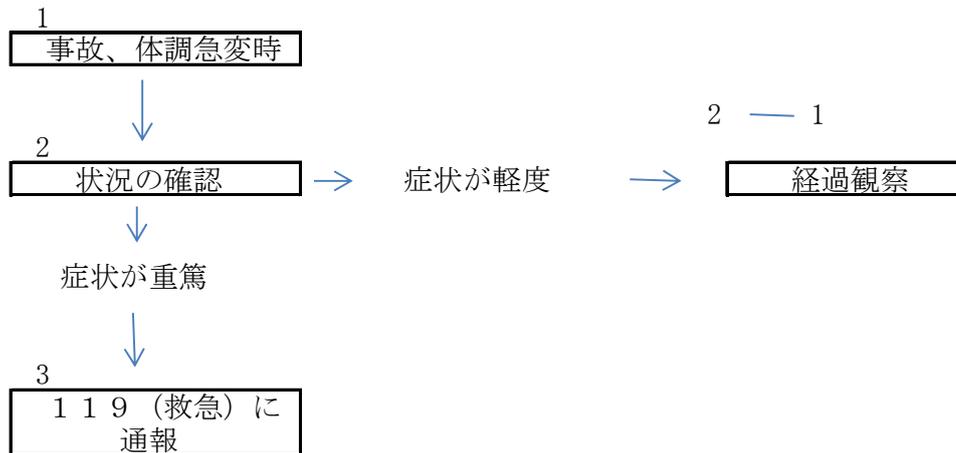


- 1) 利用者及びその家族の方で要望、相談、苦情などのある場合は、管理者または相談者にお申し出ください。又はご意見箱にご投入ください。
- 2) その場で解決できるものは即刻解決実行します。
- 3) その場で解決困難な場合は、関係官庁などに相談の上解決を図ります。
- 4) 当 早稲田イーライフ相浦 でなく、佐世保市役所、長崎県、国民健康保険団体連合会などの相談窓口にご相談されても結構です。
- 5) 相談員は、相談などについては、その都度記録をして、処理結果を明白にしておきます。

7 事故発生時の対応

円滑かつ迅速に事故処理を行うための処理体制・手順

(1) 施設内



2-1：経過観察：職員判断にて、早退または医療機関受診（ご家族CMに連絡）

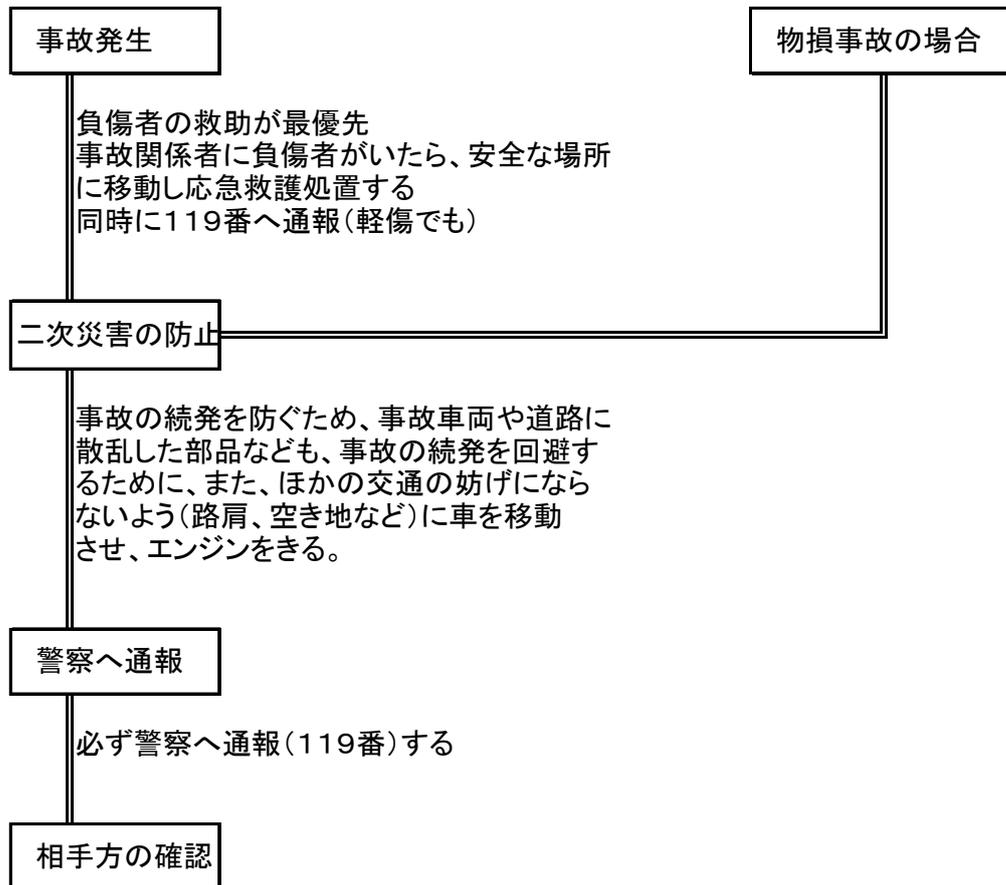
3：119（救急）通報：施設長または管理者（ご家族・CMに連絡）

（状況により救急車に同乗）

(2) 施設外（車輛事故発生時）

目的

車輛事故が発生した場合は、人身事故、物損事故問わず下記項目を確認し迅速な対応をする。



住所、氏名、電話、勤務先
ナンバー、加入保険会社名

警察官到着後は現場の警察官の指示に従う

- 上記いずれかの、なるべく早いタイミングで施設長、管理者等へ連絡する。
- 絶対に示談で済ませないこと。
- 事故の目撃者がいた場合はその人の名前と連絡先をメモしておき、後日改めて事故の証言をお願いする可能性があることを伝える。

8 事業の目的と運営方針

(4) 事業の目的

有限会社アニマートが開設する 早稲田 イーライフ 相浦（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第一号通所介護事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要支援状態又は要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業及び第一号通所介護事業を提供することを目的とする。

(5) 運営方針

事業所の通所介護従業者は、要介護及び要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

9. 免責事項

早稲田 イーライフ 相浦の利用にあたり、ご本人様の身体状況等から懸念される下記事項について双方承諾します。

(1) 早稲田 イーライフ 相浦は介護保険適応事業所で、ご利用者様の自立を支援する施設と位置付けられています。職員体制上、常時マンツーマンでの対応は行っていないこと。又突発的な病状の急変・悪化等への対応・処置には限界がございますことをご了承ください。

(2) ご利用中の身体的状況等により、他のご利用者様との集団活動が困難と認められる際は、契約書第 12 条に関わらずご利用の一時中止又は中止させていただきます。